

## 出資の持分に対する質権の設定についての承諾書

当社の出資に係る持分のうち\_\_\_\_\_が所有する出資の持分について、\_\_\_\_\_が  
租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 の規定による非上場株式等についての相続税の納税猶  
租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 予の適用を受けるため、同条第 1 項の規定により、下記のとおり、非上場株式等に係る納  
税猶予分の相続税額の担保として\_\_\_\_\_税務署長に提供し、当該持分に対して\_\_\_\_\_税務  
署長が質権を設定することについて、社員全員の同意の上承諾します。

## 記

## 1 質権の目的とする出資の持分

(会社名)\_\_\_\_\_

(会社の所在地)\_\_\_\_\_

(出資の持分の名義)\_\_\_\_\_ 名義 (口数又は金額)\_\_\_\_\_ 口又は円

※その他出資の持分を特定する情報があれば記載してください。

(注) 当該出資の持分については、当該承諾の時点において、下記 3 の税務署長の質権のほかには、他の  
質権の設定又は差押さえその他当該持分に担保の設定又は処分の制限（民事執行法その他の法令  
の規定による処分の制限をいいます。）がされていないものであることを当社が確認しました。

## 2 質権により担保される債権額

平成\_\_年\_\_月\_\_日付の相続開始（被相続人\_\_\_\_\_）に係る相続税額のうち、非上場  
株式等に係る納税猶予分の相続税額\_\_\_\_\_円

（内訳：相続税額\_\_\_\_\_円及び利子税額\_\_\_\_\_円）

## 3 質権者

\_\_\_\_\_税務署長

## 4 質権設定者

住所\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_

平成\_\_年\_\_月\_\_日

(所在地)\_\_\_\_\_

(法人名)\_\_\_\_\_

(役職)\_\_\_\_\_

(氏名)\_\_\_\_\_

(印)

## 出資の持分に対する質権の設定についての承諾書

当社の出資に係る持分のうち\_\_\_\_\_が所有する出資の持分について、\_\_\_\_\_が租税特別措置法第70条の7の規定による非上場株式等についての贈与税の納税猶予の適用を受けるため、同条第1項の規定により、下記のとおり、非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額の担保として\_\_\_\_\_税務署長に提供し、当該持分に対して\_\_\_\_\_税務署長が質権を設定することについて、社員全員の同意の上承諾します。

## 記

## 1 質権の目的とする出資の持分

(会社名)\_\_\_\_\_

(会社の所在地)\_\_\_\_\_

(出資の持分の名義)\_\_\_\_\_ 名義 (口数又は金額)\_\_\_\_\_ 口又は円

※その他出資の持分を特定する情報があれば記載してください。

(注) 当該出資の持分については、当該承諾の時点において、下記3の税務署長の質権のほかには、他の質権の設定又は差押さえその他当該持分に担保の設定又は処分の制限（民事執行法その他の法令の規定による処分の制限をいいます。）がされていないものであることを当社が確認しました。

## 2 質権により担保される債権額

平成\_\_年\_\_月\_\_日付の贈与（贈与者\_\_\_\_\_）に係る平成\_\_年分贈与税額のうち、非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額\_\_\_\_\_円

（内訳：贈与税額\_\_\_\_\_円及び利子税額\_\_\_\_\_円）

## 3 質権者

\_\_\_\_\_ 税務署長

## 4 質権設定者

住所\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_

平成\_\_年\_\_月\_\_日

(所在地)\_\_\_\_\_

(法人名)\_\_\_\_\_

(役職)\_\_\_\_\_

(氏名)\_\_\_\_\_

⑨

## 出資の持分に対する質権の設定についての承諾書

当社の出資に係る持分のうち\_\_\_\_\_が所有する出資の持分について、\_\_\_\_\_の  
 租税特別措置法第70条の7の2 規定による非上場株式等についての相続税の納税猶予  
 租税特別措置法第70条の7の4 の適用を受けるため、同条第1項の規定により、下記のとおり、非上場株式等に係る納税  
 猶予分の相続税額の担保として\_\_\_\_\_税務署長に提供し、当該持分に対して\_\_\_\_\_税務署  
 長が質権を設定することについて、社員全員の同意の上承諾します。

## 記

## 1 質権の目的とする出資の持分

(会社名) \_\_\_\_\_

(会社の所在地) \_\_\_\_\_

(出資の持分の名義) \_\_\_\_\_ 名義 (口数又は金額) \_\_\_\_\_ 口又は円

※その他出資の持分を特定する情報があれば記載してください。 \_\_\_\_\_

(注) 当該出資の持分については、当該承諾の時点において、下記3の税務署長の質権のほかには、他の  
 質権の設定又は差押さえその他当該持分に担保の設定又は処分の制限（民事執行法その他の法令  
 の規定による処分の制限をいいます。）がされていないものであることを当社が確認しました。

## 2 質権により担保される債権額

平成\_\_年\_\_月\_\_日付の相続開始（被相続人\_\_\_\_\_）に係る相続税額のうち、非上場  
 株式等に係る納税猶予分の相続税額\_\_\_\_\_円

（内訳：相続税額\_\_\_\_\_円及び利子税額\_\_\_\_\_円）

## 3 質権者

\_\_\_\_\_ 税務署長

## 4 質権設定者

住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

(所在地) \_\_\_\_\_

(法人名) \_\_\_\_\_

(社員) (住所) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_ 印

(社員) (住所) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_ 印

(社員) (住所) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_ 印

(社員) (住所) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_ 印

(社員) (住所) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_ 印

## 出資の持分に対する質権の設定についての承諾書

当社の出資に係る持分のうち\_\_\_\_\_が所有する出資の持分について、\_\_\_\_\_が租税特別措置法第70条の7の規定による非上場株式等についての贈与税の納税猶予の適用を受けるため、同条第1項の規定により、下記のとおり、非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額の担保として\_\_\_\_\_税務署長に提供し、当該持分に対して\_\_\_\_\_税務署長が質権を設定することについて、社員全員の同意の上承諾します。

## 記

## 1 質権の目的とする出資の持分

(会社名) \_\_\_\_\_

(会社の所在地) \_\_\_\_\_

(出資の持分の名義) \_\_\_\_\_ 名義 (口数又は金額) \_\_\_\_\_ 口又は円 \_\_\_\_\_

※その他出資の持分を特定する情報があれば記載してください。

(注) 当該出資の持分については、当該承諾の時点において、下記3の税務署長の質権のほかには、他の質権の設定又は差押さえその他当該持分に担保の設定又は処分の制限（民事執行法その他の法令の規定による処分の制限をいいます。）がされていないものであることを当社が確認しました。

## 2 質権により担保される債権額

平成\_\_年\_\_月\_\_日付の贈与（贈与者\_\_\_\_\_）に係る平成\_\_年分贈与税額のうち、非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額\_\_\_\_\_円

（内訳：贈与税額\_\_\_\_\_円及び利子税額\_\_\_\_\_円）

## 3 質権者

\_\_\_\_\_ 税務署長

## 4 質権設定者

住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

平成\_\_年\_\_月\_\_日

(所在地) \_\_\_\_\_

(法人名) \_\_\_\_\_

(社員) (住所) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_ (印)

(社員) (住所) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_ (印)

(社員) (住所) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_ (印)

(社員) (住所) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_ (印)

(社員) (住所) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_ (印)

## 「出資の持分に対する質権の設定についての承諾書」

「出資の持分に対する質権の設定についての承諾書」は、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の担保として持分会社の持分を提供する場合に、租税特別措置法施行規則第23条の9第1項第3号又は第23条の10第3項第3号に規定される「納税者の出資の持分に税務署長等の質権が設定されることについて、持分会社がそれを承諾したことを証する書類」として当該持分会社が作成するものです。

作成された当該承諾書については、①登記所又は公証人役場において日付のある印章の押印を受ける（いわゆる「確定日付」の付与）、②郵便法第48条第1項の規定による内容証明を受ける（いわゆる「内容証明郵便」による郵送）、のいずれかの手続きを了した後に税務署長等に提出してください。

### 【記載要領】

#### 1 様式の「その1」「その2」

持分会社の業務の執行について代表社員が選任されている場合は「その1」により作成してください。また、代表社員が選任されていない場合は「その2」により作成してください。

(注) 様式その1により作成する場合には、社員全員による合意を了した旨が確認できる社員総会等の議事録等を作成し添付してください。

#### 2 「質権の目的とする出資の持分」欄

担保として提供する持分に係る法人名、所在、名義、口数等を、担保提供書の物件の表示欄に準じて記載してください。

また、当該出資の持分については、会社の承諾の時点において、本件納税猶予に係る税務署長の質権のほかには、他の質権の設定又は差押さえその他当該持分に担保の設定又は処分の制限（民事執行法その他の法令の規定による処分の制限をいいます。）がされていないものであること確認してください。

仮に、当該持分に他の担保の設定等が行われている場合には、注書き部分を抹消し、余白部分に既に設定されている担保権等の内容について簡記してください。

#### 3 「質権により担保される債権額」欄

担保提供書の納税額欄に準じて記載してください。

#### 4 「質権者」欄

納税猶予に係る担保の提供先（質権者）である所轄税務署長名を記載してください。

#### 5 「質権設定者」欄

納税者（質権設定者）の住所氏名を記載してください。

6 「年月日」欄

この承諾を行った日を記載してください。

7 法人名、社員名欄

会社作成用（その１）・・・この承諾を行なう持分会社の印（法人の代表者印）を押印してください。

会社作成用（その２）・・・代表社員が選任されていない場合に作成する様式ですから、各社員が自署・押印（個人印）してください。

（注） 1 この承諾書には上記 7 の法人又は社員の押印に係る印鑑証明書を添付してください。

2 「会社作成用（相続税用）その１」又は「会社作成用（相続税用）その２」を作成する場合には、適用を受けようとする納税猶予に応じて、様式中の不要文字を抹消してください。